

別府市告示 第 504 号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者または管理者(以下「所有者等」という。)を確知することができないため、同法第 14 条第 10 項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 16 日

別府市長 長野 恭紘



1. 対象となる特定空家等

	建物①	建物②
所 在	別府市千代町 117 番地	別府市千代町 117 番地
家 屋 番 号	別府市千代町117番の1	別府市千代町117番の 2
種 類	店舗	店舗
構 造	木造瓦葺2階建	木造瓦葺2階建
登記簿床面積	79.99m <sup>2</sup>	59.49m <sup>2</sup>

2. 所有者等が行うべき措置の内容

建物の除却

3. 措置の期限

令和5年 1 月 31 日

期限までに措置が履行されない場合、市長またはその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、当該措置を行う。

4. 動産の取扱

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、またはその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

5. 問い合わせ先

別府市建設部都市計画課建築指導課係

電話:0977-21-2570